



誰もが住んでみたい村に  
農業農村整備

令和7年度

川南原国営施設応急対策事業  
現場技術業務

# 積算書

(当初)

九州農政局  
宮崎中部農業水利事業所



















事業名	川南原国営施設応急対策事業
業務名	現場技術業務

業務別業務名:現場技術業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	*** S単-1号 ***					
S02115	技師(C)		人		1,000	歩A 当たり算出
	技師(C)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 労務コード 2) 労務単価算定区分	R04006 基(B)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04006	技師(C)	1,000	人	40,300	40,300	
	合計				40,300	算出数量 1,000 人
	単価				40,300	
	*** S単-2号 ***					
S63011	打合せ(設計旅費・交通費)		回		1,000	歩A 当たり算出
	打合せ(設計旅費・交通費) 一般工種,着手前・最終,通勤により打合せ,,,ライトバン,1日,1時間, L<100km(100km未満)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 設計工種 2) 打合せ内容 3) 主任技師配置人員 4) 技師A配置人員 5) 技師B配置人員 6) 技師C配置人員 7) 打合せ日数 8) 往復移動日数 9) 宿泊区分 12) 交通機関区分 13) 高速道路往復料金(税別) 14) 鉄道往復1人当料金(税別) 15) バス往復1人当料金(税別) 16) 船舶往復1人当料金(税別) 17) 航空往復1人当料金(税別) 18) ライトバン使用日数 19) 時間区分 20) 往復移動距離区分	一般工種 着手前・最終 0人 1人 0人 0人 0.25日 0.05日 通勤により打合せ ライトバン 0円 0円 0円 0円 0円 1日 1時間 L<100km(100km未満)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
M28121	ライトバン[ガソリンエンジン・二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1,000	日	1,450	1,450	
P34001	ガソリン JIS2号 レギュラースタンド	2,700	L	170	459	
	合計				1,909	算出数量 1,000 回
	単価		回		1,909	
	*** S単-3号 ***					
S63018	旅費交通費(設計外業日雇用)		式		1,000	歩A 当たり算出
	旅費交通費(設計外業日雇用) ライトバン,1日,2時間			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 交通機関区分 2) 高速道路往復料金(税別) 3) 鉄道往復1人当料金(税別) 4) バス往復1人当料金(税別) 5) 船舶往復1人当料金(税別) 6) 航空往復1人当料金(税別) 7) ライトバン使用日数の入力 8) 時間区分 9) 設計用技師長外業日数 10) 設計用主任技師外業日数 11) 設計用技師A外業日数 12) 設計用技師B外業日数 13) 設計用技師C外業日数 14) 設計用技術員外業日数	ライトバン 0円 0円 0円 0円 0円 1日 2時間 0.000日 0.000日 0.000日 0.000日 1.000日 0.000日		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
M28121	ライトバン[ガソリンエンジン・二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1,000	日	1,650	1,650	
P34001	ガソリン JIS2号 レギュラースタンド	5,400	L	170	918	
	合計				2,568	算出数量 1,000 式
	単価		式		2,568	
	*** S単-4号 ***					

事業名	川南原国営施設応急対策事業
業務名	現場技術業務

業務別業務名:現場技術業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
S66002	現場技術(管理技術者の直接人件費)(着手前、最終)		回		1.000	歩A 当たり算出
	現場技術(管理技術者の直接人件費) 監督支援型			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)現場技術業務の型式	監督支援型		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2)現場技術員数(監督支援型)	1人		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3)打合せ作業日数(事業促進型)	0.00日		深夜時間:0.0		
	4)打合せ時移動日数	0.05日				
R04004	技師(A)	0.300	人	59,600	17,880	
	合計				17,880	算出数量 1.000回
	単価		回		17,880	
	*** S単-5号 ***					
S66002	現場技術(管理技術者の直接人件費)(中間)		回		1.000	歩A 当たり算出
	現場技術(管理技術者の直接人件費) 監督支援型			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)現場技術業務の型式	監督支援型		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2)現場技術員数(監督支援型)	1人		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3)打合せ作業日数(事業促進型)	0.00日		深夜時間:0.0		
	4)打合せ時移動日数	0.00日				
R04004	技師(A)	0.250	人	59,600	14,900	
	合計				14,900	算出数量 1.000回
	単価		回		14,900	



令和7年度川南原国営施設応急対策事業  
現場技術業務

特 別 仕 様 書

九州農政局宮崎中部農業水利事業所

(適用範囲)

#### 第1条

令和7年度川南原国営施設応急対策事業現場技術業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、「現場技術業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。

(目的)

#### 第2条

本業務は、川南原国営施設応急対策事業における工事の設計、監督、関係機関との協議等及び事業実施に関する補助的作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業執行と公共工事の品質確保に資することを目的とするものである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

#### 第3条

本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、業務説明書に示す履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備 等

(管理技術者)

#### 第4条

管理技術者は、1級土木施工管理技士、農業土木技術管理士、技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学）、農業部門（農業土木、農業農村工学））、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木）、博士（農学）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年（短大・高専卒18年、高卒23年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。

(現場技術員)

#### 第5条

現場技術員の技術者区分及び資格は、次のいずれかの者とする。

技術者区分	資格
現場技術員（B）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学））</li> <li>・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学））</li> <li>・1級土木施工管理技士の資格を有する者</li> <li>・2級土木施工管理技士の資格取得後3年以上の実務経験を有する者</li> <li>・大学卒業後5年、短大・高専卒業後8年、高校卒業後11年以上の実務経験を有する者</li> </ul>

（配置技術者の確認）

#### 第6条

共通仕様書第1-6条における業務組織表の作成及び共通仕様書第1-7条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- （1）受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。
- （2）農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とする。

（保険加入）

#### 第7条

受注者は、共通仕様書第1-28条に示されている保険に加入している旨を業務実施計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（工事の概要）

#### 第8条

本業務を行う工事の概要は、次表のとおりである。

工事名等	工事場所	工期 (予定)	工種・概略数量等
主要幹線用水路白鬚川 サイホン補修工事	宮崎県児湯郡 川南町地内	R5.11 ～R7.12	サイホン工事 一式
通山幹線用水路国道横断 部補修工事	宮崎県児湯郡 川南町及び高 鍋町地内	R6.4 ～R7.12	サイホン工事 一式
通山幹線用水路補修 工事（仮称）	宮崎県児湯郡 川南町地内	R7.7 ～R8.2	水路補修工 一式

(業務場所)

第9条

業務場所は、当該事業実施地域内を予定している。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。

(履行期間)

第10条

業務期間は次のとおりとする。

令和7年4月8日～令和8年2月27日

(業務内容)

第11条

(1) 本業務に従事する現場技術員は、現場技術員(B)とし、その業務内容は次のとおりとする。

1) 設計に関する業務

- ・設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、その他資料作成に関する業務
- ・設計及び工事の積算に必要な現場条件等の調査に関する業務
- ・経験に基づく技術的な判断又は助言を要する業務

2) 監督に関する業務

- ・工事の契約図書で実施方法、出来形、品質及び工程管理等高度な判断を要しない業務
- ・工事の監督職員と施工業者及び地元関係者等との連絡業務
- ・工事検査に必要な資料の作成に関する業務
- ・工事契約の変更及び地元関係者等との協議に関する資料の作成業務
- ・経験に基づく技術的な判断又は助言を要する業務

3) 関係機関等との協議に関する業務

- ・基礎的資料の作成に関する業務
- ・経験に基づく技術的な判断又は助言を要する業務

4) 事業実施に関する業務

- ・基礎的資料の作成に関する業務
- ・経験に基づく技術的な判断又は助言を要する業務

(作業上の留意事項)

第12条

(1) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

(2) 業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

なお、原則として機能等については監督職員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新(アップデート)したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。

業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。

(3) その他の機器、ソフト等の導入については、監督職員と協議の上、その使用について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。

(4) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子等は貸与する。

なお、貸与物件については、別紙使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。

(5) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。

(打合せ)

### 第13条

共通仕様書第1-5条による打合せについては、月1回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月2回目以降の打合せについては監督職員と協議の上、書面等により行うことができるものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

(成果物)

### 第14条

成果物の提出は次のとおりとする。

- (1) 業務実施報告書 1式
- (2) 共通仕様書第2-4条から第2-19条の規定により実施した業務において作成した資料 1式
- (3) その他必要な資料 1式

(成果物の提出先)

### 第15条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮崎県宮崎市生目台東 4-6-1

九州農政局宮崎中部農業水利事業所

(契約変更)

### 第16条

業務請負契約書第16条から第19条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第8条に示す「工事の概要」に変更が生じた場合。
- (2) 第9条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。
- (3) 第10条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。
- (4) 第11条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。
- (5) 第13条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (6) 第14条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (7) その他

(定めなき事項)

第17条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別紙)

令和 年 月 日

総括監督員

殿

受注者  
管理技術者

## 使用貸借申請書

業務名：

上記業務について、下記の物品等の借用を申請します。

記

1. 借用期間 : (自) 令和 年 月 日  
(至) 令和 年 月 日

2. 引渡場所：

3. 借用物品名

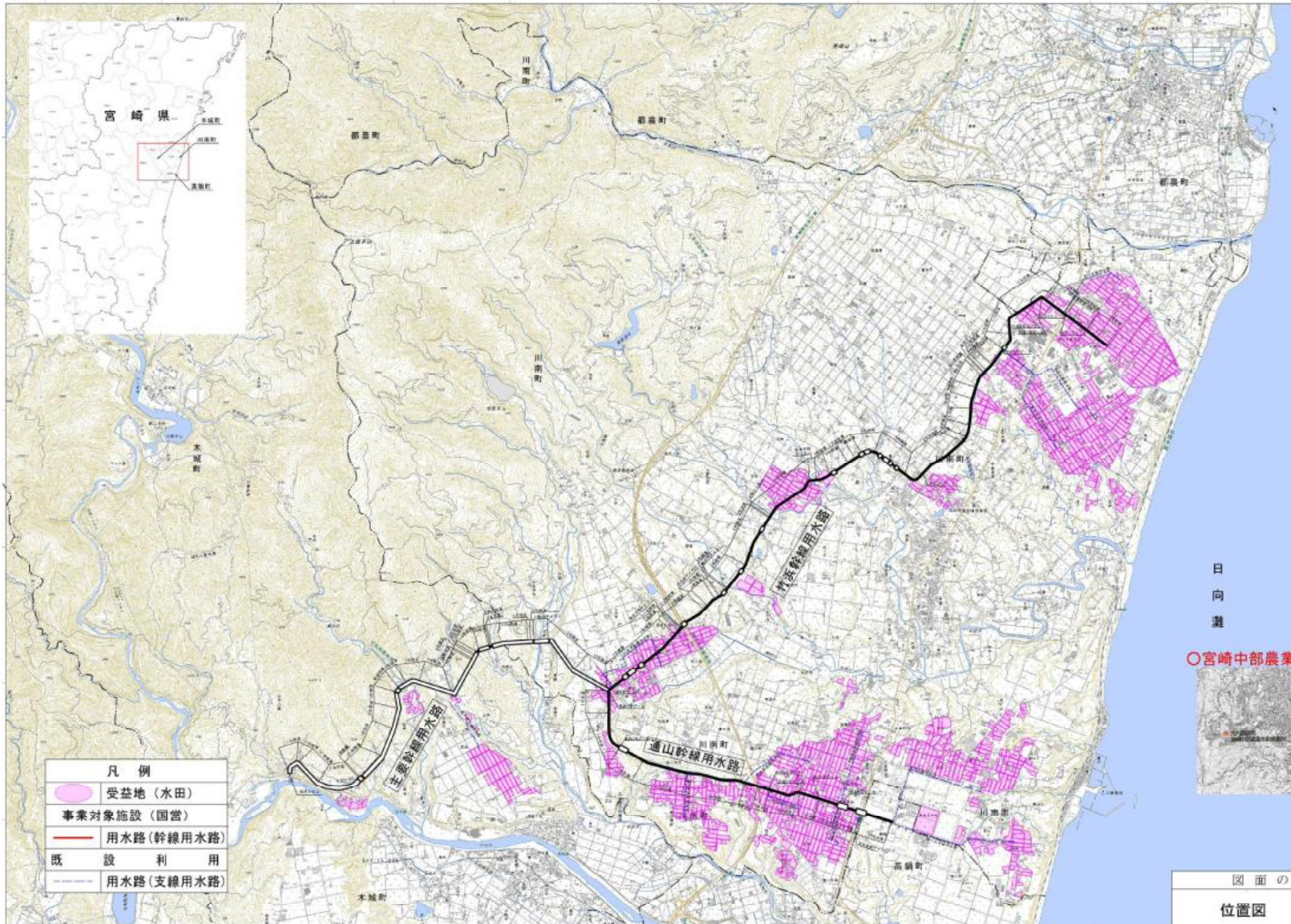
品名	数量	備考

4. 発注者と受注者との確認事項

# 計画平面図

S=1:50,000

宮崎県



凡例	
	受益地（水田）
事業対象施設（国営）	
	用水路（幹線用水路）
	既設利用
	用水路（支線用水路）

日向灘

○宮崎中部農業水利事業所

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。（承認番号）

図面の名称	
位置図	
縮尺 S=1:50,000	
図面番号	1葉の内1枚